

湖西市告示第 100 号

地方税法第 416 条第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 1 日まで、湖西市役所税務課において土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供する。

縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条第 2 項の規定による休日を除く。)

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市長 田内 浩之

